

サブソサイエティ設立趣意書（案）

20〇〇年〇〇月〇〇日

電子情報通信学会 基礎・境界ソサイエティ会長

〇〇 〇〇 殿

〇〇研究専門委員長 ※発起人の ESS 内での役職

〇〇 〇〇 ※発起人氏名

※この色の文字の箇所は本様式作成時に削除してください

1. サブソサイエティ名称

和文名称：

英文名称：

英文略称（任意）：

2. 設置の目的

※参考：サブソサイエティ運営規程第2条

サブソサイエティは、サブソサイエティ形態の組織に基づく研究活動を通して1研究専門委員会以上の多岐にわたる当該研究分野の活性化を図り、学問、技術および関連事業の振興に寄与することを目的とする。

3. 担当する研究分野

※参考：サブソサイエティ運営規程第7条（抜粋）

イ) 研究分野が1研究専門委員会以上の多岐にわたり、サブソサイエティ形態の組織を有することの研究活動に及ぼすメリットが明確に示されること。

ロ) 研究分野が一過性のトピックではなく、持続性のある研究分野をカバーすること。

4. 所属する研究専門委員会

5. 活動計画

※参考：サブソサイエティ運営規程第3条

サブソサイエティは前条の目的を達成するために次の事業を行う。

イ) 年1回程度のサブソサイエティ主催の学術研究集会等の開催

ロ) その他目的を達成するために必要な事業

6. サブソサイエティの役員・委員・決議機関

※参考：サブソサイエティ運営規程

第4条 サブソサイエティはサブソサイエティ長を選定する。サブソサイエティ長の任期は1年とし、2期を越えてはならない。また、再任は出来ない。なお、サブソサイエティ長はソサイエティ副会長を兼務する。

2. その他必要な委員若干名をサブソサイエティにおくことができる。

第5条 サブソサイエティに意思決定機関（以下、議決機関と称す）をおく。サブソサイエティの議決機関の構成は、各サブソサイエティにて定めるものとする。

2. サブソサイエティ長は、サブソサイエティの議決機関を代表し、統括する。

3. サブソサイエティ長は、サブソサイエティの議決結果を本ソサイエティ運営委員会に提案または報告する。

7. 連絡先

※本件連絡先担当者の氏名・所属・住所・電話・E-mail等を記載してください

8. その他、特記事項

※何か特記事項があれば記載してください